

決算公告

銀行法第20条に基づいて、下記の決算公告を行いました。なお、同法21条第1項および第2項の規定により、決算公告を本誌に掲載しております。

貸借対照表①

第86期 決算公告

平成19年6月28日 福岡市中央区大名二丁目12番1号
株式会社福岡中央銀行
取締役取組 田中 克佳

貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け	31,833	預 金	378,161
預 け 金	5,180	当 座 預 金	12,046
買 入 金 銭 債 権	26,653	普 通 預 金	102,566
商 品 有 価 証 権	117	貯 蓄 預 金	1,012
商 品 国 債	186	通 知 預 金	1,491
商 品 地 方 債	170	定 期 預 金	251,312
有 価 証 券	15	定 期 積 立 金	5,588
地 方 債	73,399	そ の 他 の 預 金	1,143
社 債	30,692	譲 渡 性 預 金	1,900
株 式	5,430	外 国 為 替	0
そ の 他 の 証 券	13,580	未 払 外 国 為 替	0
貸 出	10,048	そ の 他 の 負 債	1,705
割 引 手 形	13,648	未 払 法 人 税 等	111
手 形 貸 付	293,283	未 払 法 人 費 用	165
手 形 貸 付 付 付	13,971	前 受 取 入 益	289
当 座 貸 付	22,615	給 付 補 て ん 備 金	4
外 国 為 替	239,646	金 融 派 生 商 品	0
外 国 店 預 け	17,051	そ の 他 の 負 債	102
買 入 外 国 為 替	109	退 職 給 付 引 当 金	1,087
支 払 外 国 為 替	83	2 年 延 税 金 負 債	155
支 払 外 国 為 替	24	1 年 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,653
支 払 承 諾 引 当 金	1,195	支 払 承 諾	639
貸 倒 引 当 金	53	負 債 の 部 合 計	386,302
未 決 済 為 替 貸 付	524	(純資産の部)	
未 取 収 商 品	0	資 本 金	2,500
金 融 派 生 商 品	617	資 本 剰 余 金	1,203
そ の 他 の 資 産	11,658	資 本 準 備 金	1,203
有 形 固 定 資 産	2,432	利 益 剰 余 金	11,801
建 物	8,860	利 益 準 備 金	1,396
土 地	57	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,405
建 設 仮 勘 定	308	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	493
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	232	別 途 積 立 金	9,075
無 形 固 定 資 産	209	繰 越 利 益 剰 余 金	836
ソ フ ト ウ ェ ア	22	自 己 株 式	△ 51
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	639	(株 主 資 本 合 計)	15,454
支 払 承 諾 引 当 金	△ 3,925	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,101
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,872
		(評 価 差 額 等 合 計)	6,974
		純 資 産 の 部 合 計	22,428
資 産 の 部 合 計	408,731	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	408,731

貸借対照表②

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券のうち時価のある株式については決算期末月1カ月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
動 産	3年～20年

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び重要先債権に相当する債権については、一定の種別毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先及び下記18.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができている債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和と実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した期から損益処理

10. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。

11. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを軽減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

貸借対照表③

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

13. 有形固定資産の減価償却累計額 5,252百万円

14. 有形固定資産の圧縮記帳額 165百万円

15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部及び車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

16. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,331百万円、延滞債権額は7,669百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は非済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,906百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,907百万円あります。

なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)又は(両)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(両)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,995百万円あります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	203百万円
預け金	6百万円
担保資産に対応する債務	
預金	272百万円

上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券18,065百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は4百万円あります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替は該当ありません。

22. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

貸借対照表④

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて、算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,009百万円

23. 1株当たりの純資産額 822円52銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用しております。これによる影響はありません。

24. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」(その他の証券)のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下28.まで同様であります。

	貸借対照表計上額		当期の損益に含まれた評価差額	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
買戻目的有価証券	186		0	

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他	5,000	5,027	27	102	75

その他の有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	8,283	12,952	4,669	4,780	111
債券	49,553	49,702	149	223	73
国債	30,585	30,692	106	110	3
地方債	5,400	5,430	29	35	5
社債	13,567	13,580	12	77	64
その他	4,660	5,048	388	388	0
合計	62,497	67,704	5,206	5,392	185

なお、上記の評価差額から繰延税金負債2,105百万円を差し引いた額3,101百万円を、「その他の有価証券評価差額金」として計上しております。当期において、その他の有価証券で時価のある株式について685百万円減損処理を行っております。

有価証券の減損処理については、期末時の時価の下落率が簿価の30%以上であるものを対象としております。時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

25. 当期中に売却した満期保有目的の債券は該当ありません。

決算公告

貸借対照表⑤

26. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	23,544	214	458

27. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容及び貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)			
その他有価証券				
非上場株式	695			

28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	5,205	17,177	19,447	7,871
国債	3,013	9,534	10,649	7,494
地方債	423	2,923	2,083	—
社債	1,768	4,720	6,714	377
その他	—	901	—	5,000
合計	5,205	18,078	19,447	12,871

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,587百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが15,642百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高高のものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極限額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損算限度額超過額	1,418	百万円
退職給付引当金損算限度額超過額	439	
減価償却損算限度額超過額	132	
その他	403	
繰延税金資産小計	2,395	
評価性引当額	△110	
繰延税金資産合計	2,284	
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立額	△334	
その他有価証券評価差額金	△2,105	
繰延税金負債合計	△2,440	
繰延税金負債の純額	△155	百万円

貸借対照表⑥

31. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。
- 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、「純資産の部」の合計と同額であります。
 - 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「固定資産圧縮積立金」、「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。
 - 純額で「繰延ヘッジ損失」(又は「繰延ヘッジ利益」)として「その他資産」(又は「その他負債」)に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示することとなりましたが、当期は該当ありません。
 - 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- ①「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
- ②「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
- ③「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
32. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
33. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.21%

損益計算書①

損益計算書 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

科 目	金額(百万円)	
経 常		10,220
資 金 運 用 収 入	9,142	
貸 出 金 利 息	8,003	
有 価 証 券 利 息	1,070	
コ ー ロ ー ン 利 息	23	
預 け 金 利 息	43	
そ の 他 の 受 入 利 息	1	
役 務 取 引 等 収 入	754	
受 入 為 替 手 数 収 入	399	
そ の 他 の 役 務 収 入	354	
そ の 他 業 務 収 入	7	
外 国 為 替 売 買 益	6	
所 得 税 等 引 当 金 繰 上 げ	0	
そ の 他 株 式 等 常 規 収 入	315	
そ の 他 株 式 等 常 規 収 入	214	
経 常 費 用	101	9,074
資 金 調 達 費	590	
預 金 利 息	588	
讓 渡 性 預 金 利 息	2	
そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役 務 取 引 等 費 用	742	
受 入 為 替 手 数 費 用	94	
そ の 他 の 役 務 費 用	648	
そ の 他 業 務 費 用	458	
国 債 等 債 券 売 却 損	458	
営 業 経 常 費 用	6,131	
そ の 他 経 常 費 用	1,151	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ	407	
貸 倒 引 当 金 繰 上 げ	0	
株 式 等 の 常 規 費 用	685	
そ の 他 の 常 規 費 用	57	
経 常 損	1,145	55
特 別 損 失	36	
固 定 資 産 減 損	19	
減 損 損 失	19	
税 引 前 当 期 純 利 益	1,089	
法 人 税 等	418	
法 人 税 等	△ 275	
法 人 税 等	329	
法 人 税 等	617	

損益計算書②

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 1株当たり当期純利益金額 22円63銭
 - 「その他の経常費用」には、債権売却損24百万円を含んでおります。
 - 継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、遊休資産について19百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。
- 稼働資産のグルーピングの単位は営業店とし、出張所は母店と同一グループとしております。また、遊休資産についてはそれぞれを単独の単位としております。
- 当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。
5. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成していません。
6. 関連当事者との取引

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の内関係	事業上の関係				
役員	今村 聡	—	—	九州電力㈱代表取締役副社長	—	—	—	融資取引	2,000	貸出金	2,000

注. 取引条件及び取引条件の決定方針等
融資取引については、市場金利を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。